

高槻市における放課後児童健全育成事業の制度概要等について

(令和8年7月現在)

高槻市子ども未来部
子ども青少年課

1 放課後児童健全育成事業について

児童福祉法第6条の3第2項に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の児童に対し、授業終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図るものです。

放課後児童健全育成事業の開設にあたっては、児童福祉法において、事業開始前にあらかじめ市への届出をする必要があります。

2 高槻市における放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

高槻市域において、放課後児童健全育成事業を実施する場合、条例で定めた基準を遵守しなければなりません。基準の主な内容については以下のとおりです。

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（概要）

区分		基準の内容
職員	資格	放課後児童支援員を配置する。 ※放課後児童支援員は、次のいずれかに該当し、都道府県知事又は中核市の長が行う研修を修了した者をいう。 （１）保育士の資格を有する者。 （２）社会福祉士の資格を有する者。 （３）幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教諭となる資格を有する者。 など
	員数	放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員をもって代替とすることができる。
施設	設備	遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた専用区画を設けるほか支援の提供に必要な設備及び備品等を備える。
	面積	専用区画の面積は児童1人につき1.65㎡以上でなければならない。
運営		一般原則、非常災害対策、衛生管理等、運営規定、秘密保持等、苦情への対応、事故発生時の対応、安全計画 など

3 補助制度について

高槻市民間学童保育室事業実施要綱に基づき、放課後児童健全育成事業を実施する事業者（民間学童保育事業者）に対し、運営費等に係る補助金を交付する制度があります。

○高槻市民間学童保育室事業実施要綱（概要）

区分	基準の内容
入室児童	入室児童は、次の条件（１）かつ（２）に該当する者とする。 （１）高槻市内に在住する、小学校1～6年生の児童（特別支援学校等を含む）。 （２）保護者及び同居の20歳以上65歳未満の者全員が、概ね週4日以上、14時以降まで及び1日4時間以上の労働等の理由により放課後の保育に欠けていること。 ※補助事業に支障のない範囲において、上記に該当しない児童の入室を妨げない。

入室申請	民間学童保育室の施設長は、入室しようとする者に、市指定の申請書と必要な書類を提出させ、それを施設長から市に提出し、市の審査を経た上で契約しなければならない。
定員	定員は、1の支援の単位につき、40人とする。
開所時間	原則、市立学童保育室に準ずる。 平日 13時30分～18時 土曜日 8時30分～17時 土曜日以外の学校休業日 8時30分～18時 ※新1年生の受入にあたっては、4月1日から受入れることとし、給食が始まるまでの対応として、土曜日を除く日は10時～18時とする。
開所日数	年間の開所日数は概ね265日程度とする。
保育料	入室児童1人につき月額6,000円（8月は12,000円）の保育料を徴収しなければならない。延長利用、おやつ提供等に係る費用は、別途徴収することができる。その場合、徴収額を書面等で市長に報告しなければならない。

○高槻市民間学童保育室運営事業費補助金交付要綱（概要）

本補助金は、申請する年度の前年度末までに当該補助金の交付を受けている事業者、もしくは民間学童環境整備事業費補助金の交付を受けて新規開設する事業者を対象といたします。

区分	基準額
支援員等に係る人件費、運営費及び維持管理費	（1）放課後児童支援員（常勤職員に限る）が2人以上の場合 年額 6,939,000円 （2）放課後児童支援員が1人以上の場合 年額 6,000,000円
施設に係る建物の賃借料	年額 3,374,000円
障がい児の受入に係る人件費	年額 2,232,000円
児童の送迎に係る経費	年額 581,000円

※入室児童が10人以上のものに限る。

※入室児童が10人以上20人未満の場合は「支援員等に係る人件費、運営費及び維持管理費」の1/4を減額する（初めて交付を行った年度を含む3年度の間の経過措置あり）。

○高槻市民間学童保育室環境整備事業費補助金交付要綱（概要）

本補助金は、学童保育を必要とする児童の受入れが困難な状況が予測される地域において、運営事業者の公募を行い、補助金の交付を行うものです。

区分	基準額
民間学童保育室設置促進事業	放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要となる民家・アパートなど既存施設の改修、設備の整備並びに修繕に係る施設改修費及び設備整備費。 1施設につき 12,000,000円
民間学童保育室環境改善事業	放課後児童健全育成事業を新たに幼稚園、認定子ども園等において実施するために必要な設備の整備並びに修繕に係る設備整備費。 1施設につき 5,000,000円

本事業等に関する詳細については、担当課にお問合せいただくか、市ホームページをご参照ください。

（担当課）高槻市子ども未来部子ども青少年課 電話 072-674-7656